

## 労災保険の給付の詳細

### 療養補償給付又は療養給付

#### 1 療養の給付

療養の給付は、被災者が無料で必要な治療などを受けることができる現物給付の制度です。

療養の給付が行われるのは、都道府県労働局長が指定した病院、診療所、薬局です。

療養の給付は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置又は手術などの治療、入院などの傷病を治すために必要なあらゆる医療上の措置などですが、政府が必要と認めるものに限定されています。

療養の給付は、傷病が治ゆし療養を必要としなくなるまで行われます。

治ゆとは、症状が残っていてもそれが安定して治療の効果が期待できなくなった状態をいいます。

なお、一度治ゆと認定されても、その後再び当該傷病について療養が必要となった場合（これを「再発」といいます。）は、再び療養の給付を受けられます。

#### 2 療養の費用の支給

療養の費用の支給は、被災者が療養のため支払った費用を支給する現金給付で、療養の費用が支給される範囲及び期間などは、療養の給付の場合と同じです。

### 休業補償給付又は休業給付

被災者が業務上の傷病による療養のため休業した場合に休業補償給付が支給され、通勤災害による療養のため休業した場合には休業給付が支給されます。

休業補償給付又は休業給付の額は、1日につき給付基礎日額の60%に相当する額で、休業の第4日目から支給されます。

また、休業補償給付又は休業給付の支給の対象となる日について、1日につき給付基礎日額の100分の20に相当する休業特別支給金が支給されます。

したがって、休業4日目から休業1日につき給付基礎額の80%が支給されることになります。

### 障害補償年金又は障害年金

障害補償年金又は障害年金は、障害等級表の第1級から第7級に該当する障害に対し、次表の給付基礎日額に相当する額を年金として支給されます。

なお、特別支給金が一時金（1回だけ）として支給されます。

障害等級	給付基礎日額	特別支給金
第1級	313日分	342万円
第2級	277日分	320万円
第3級	245日分	300万円
第4級	213日分	264万円
第5級	184日分	225万円
第6級	156日分	192万円
第7級	131日分	159万円

障害補償年金又は障害年金は、支給要件に該当することとなった月の翌月分から支給され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けてそれぞれの前2か月分が支給されます。また、同一の事由について厚生年金保険、国民年金保険から障害年金が支給されるときは、支給額の調整が行われます。

## 障害補償一時金又は障害一時金

障害補償一時金又は障害一時金は、障害等級表の第8級から第14級に該当する障害に対し、次表の給付基礎日額に相当する額が一時金として支給されます。

なお、特別支給金が一時金として支給されます。

障害等級	給付基礎日額	特別支給金
第8級	503日分	65万円
第9級	391日分	50万円
第10級	302日分	39万円
第11級	223日分	29万円
第12級	156日分	20万円
第13級	101日分	14万円
第14級	56日分	8万円

## 傷病補償年金又は傷病年金

傷病補償年金又は傷病年金は、被災者の業務上又は通勤による負傷又は疾病の療養開始後1年6か月を経過した日、又はその日以後において、当該負傷又は疾病が治らず、それによる障害の程度が労災保険法施行規則別表第2の傷病等級表に定める傷病等級に該当し、その状態が継続している場合に、その障害の程度に応じて支給され、給付の内容は次表のとおりです。

したがって、療養開始後1年6か月を経過しても、その障害の程度が傷病等級に該当しない場合には、傷病補償年金又は傷病年金は支給されず、休業補償給付又は休業給付が引き続き支給されることとなります。

なお、傷病補償年金又は傷病年金が支給されることとなった場合には、当該被災被災者に対して、従来行われていた療養補償給付又は療養給付は継続して行われますが、休業補償給付又は休業給付は支給されなくなります。

また、特別支給金が一時金として支給されます。ただし、傷病特別支給金は、障害特別支給金の前払い的性格を有するものであることから調整が行われます。

傷病等級	年金額	特別支給金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円
第2級	給付基礎日額の277日分	107万円
第3級	給付基礎日額の245日分	100万円

傷病補償年金又は傷病年金の支給については、他の年金の場合と同様に、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。

## 遺族補償年金又は遺族年金

遺族補償給付は業務災害により、遺族給付は通勤災害により死亡した場合にその遺族に対し支給されます。

遺族補償給付又は遺族給付は、原則として年金の支給となりますが、遺族が死亡被災者に扶養されていなかった場合のように、年金を受ける資格のないときは一時金の支給となります。

遺族補償年金又は遺族年金は、遺族の数に応じ次表に掲げる額の年金で、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支払われます。

遺族の数	年 金 額
1 人	給付基礎日額の 153 日分 ただし、その遺族が 55 歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻の場合は給付基礎日額の 175 日分
2 人	給付基礎日額の 201 日分
3 人	給付基礎日額の 223 日分
4 人以上	給付基礎日額の 245 日分

それぞれの年金の対象となる遺族は、年金を受ける権利を有する受給権者と、受給権者となることのできる資格を有する受給資格者とに分けられます。

#### 受給資格者

遺族補償年金又は遺族年金の受給資格者となるのは、被災者の死亡の当時その方の収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。

なお、「被災者の死亡の当時、被災者の収入によって生計を維持していた」とは、もっぱら又は主として被災者の収入によって生計を維持されていることを要せず、被災者の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。

ただし、妻以外の遺族にあつては、一定の高齢又は年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。

すなわち、年齢については被災者の死亡の当時、夫や父母、祖父母にあつては 55 歳以上、子や孫にあつては 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間、兄弟姉妹にあつては 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間又は 55 歳以上でなければなりません。対象年齢には該当しなくても、障害等級第 5 級以上の身体障害若しくはこれと同程度に労働が制限される状態にあれば、受給資格者になります。

遺族補償年金又は遺族年金の受給資格者となる遺族のうち、配偶者については事実上婚姻関係と同様の事情にある内縁関係も含まれ、また、被災者の死亡の当時に胎児であった子は生まれたときから受給資格者となります。

#### 受給権者

遺族補償年金は、受給資格者の全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうち最先順位者だけが受けることとなります。つまり、最先順位者が受給権者となるわけです。受給権者となる順位は次のとおりです。

1	妻・60歳以上又は一定障害の夫
2	18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一定障害の子
3	60歳以上又は一定障害の父母
4	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫又は一定障害の孫
5	60歳以上又は一定障害の祖父母
6	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹、若しくは60歳以上の兄弟姉妹又は一定障害の兄弟姉妹
7	55歳以上60歳未満の夫
8	55歳以上60歳未満の父母
9	55歳以上60歳未満の祖父母
10	55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

最先順位者が2人以上あるときは、その全員がそれぞれ受給権者となります。

- 一定の障害とは、障害等級第5級以上の身体障害をいいます。
- 配偶者の場合、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。また、被災者の死亡の当時、胎児であった子は、生まれたときから受給権者となります。
- 最先順位者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります（これを「転給」といいます。）。
- 7～10の55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹は、受給権者となっても、60歳になるまでは年金の支給は停止されます（これを「若年停止」といいます。）。

## 遺族補償一時金又は遺族一時金

遺族補償一時金は、被災者が業務上の事由により、遺族一時金は、被災者が通勤災害により死亡した場合で、被災者の死亡の当時、遺族補償年金又は遺族年金の受給資格者がいないときには給付基礎日額の1,000日分が支給されます。また、遺族補償年金又は遺族年金の受給権者が最後順位者まですべて失権した場合に、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額等が給付基礎日額の1,000日分に達していないときには、その給付基礎日額の1,000日分とその既払い額との差額が支給されます。

なお、遺族補償一時金又は遺族一時金の受給権者が2人以上いるときは、等分した額がそれぞれの受給権者の受給額となります。

## 葬祭料又は葬祭給付

葬祭料又は葬祭給付は、被災者が業務上又は通勤の事由により死亡した場合に支給されます。

葬祭料又は葬祭給付を受けることができる方は、葬祭を行う者ですが、「葬祭を行う者」とは、必ずしも現実に葬祭を行った方であることを必要とせず、葬祭を行ったと認められればよいと解されています。

通常、葬祭は死亡被災者の遺族によって行われるので、葬祭料又は葬祭給付は遺族に支給されますが、遺族が葬祭をまったく行わないことが明らかな場合において、事業主、友人等が葬祭を行ったときは、葬祭料又は葬祭給付は事業主又は友人等に支給されることとなります。

葬祭料又は葬祭給付の額は、315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額です。その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合には、給付基礎日額の 60 日分とされています。